

共通番号制度に対する地域からの反撃！

2017・2・4

藤代政夫

I、共通番号制度は、法定受託事務、しかし

仕事を担う自治体は住民の福祉の向上と基本的人権を守るのが任務。

II、共通番号制度の問題点をきちんとつかんでおく必要がある。

- ① 一人の個人に一生一つの番号（12桁）をつけ其の人の個人情報を管理することは、憲法13条プライバシー権の侵害。
- ② 一つの番号であらゆる個人情報を一元管理する国民総背番号制其のもので市民を監視管理するもの。
- ③ 民・民・官で使う事で情報漏えいの危険性：プライバシーの侵害、なり済まし犯罪の温床
- ④ 一人の情報を一つの番号で一元管理し其のデータをパーソナルデータ・ビックデータとして企業・学が自由に利活用。国家・企業から私たちの個人情報が追跡され利用される社会となる。（成長戦略）

以上の問題がある以上共通番号制度の拡大は許されません。

III、自治体への申し入れ、抗議、要望、批判の時掴んでおくべき点。

- ① 基本的人権、共通番号の問題点のほか
- ② 住基ネット裁判最高裁合憲判決の根拠（住基コードは見えない、データマッチングしない、民間では使わない）と真逆がマイナンバー制。
- ③ 共通番号法の規定：市民に番号記載義務は記載されていない。マイナンバーカードの取得は任意である。をはっきり指摘する。
- ④ 違憲訴訟の中で国の回答（東京地裁）：マイナンバー制度の危険性は客観的なものとしてあると回答。（制度上の保護措置・システム上の保護措置で具体的危険はないと言うが）
 - *個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ集積集約された個人情報が外部に漏えいしうる危険性
 - *個人番号の不正利用（なり済まし）等により財産その他の被害が発生しうる危険性
 - *国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ突合され一元管理されうる危険性
 - *集積集約された個人情報によって本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われる危険性
- ⑤ 省庁交渉の中で明らかになったこと
 - *社会保障の受給権はマイナンバーがなくてもなくなるならない。番号が受給権の要件ではない。（厚労省）
 - *番号不記載でも書類受け取ります（国税庁）
 - *個人番号の記載は住民にとって義務ではない

*個人番号カードの取得は任意です

“残念ながら自治体の職員はほとんど知らない”

これらの視点を軸にあらゆる共通番号制度の施策に、疑問・要求・申し入れ・批判を加えていくことが地域からの活動になるのでは・・・

IV、具体的に考えてみましょう

① 申請書への番号記載

保育園の入園認可申請・生活保護の申請には個人番号の記載欄あり。

番号は受給権の要件ではないから「番号記載なくても申請書を受けとる」との共通認識を自治体との間で作りましょう。又、番号記載ない住民にも不利益が無いように福祉サービスをすることの確認を。

② マイナンバーカードの普及

2016年11/25 総務省から各都道府県と経済団体に依頼通知

地方公共団体へ：*職員証としてマイナンバーカードを積極利用

*経済団体に一括申請を依頼してるので自治体職員が事業所に行って対応を。

問題点を指摘

「マイナンバーカードは任意取得なのに強制になってしまうのでは？」

「マイナンバーカードの裏には12桁の個人番号が見えます。どうするの？」

「企業の事務所に出向く自治体職員は手当てしてくれるの？」

経済団体へ：*社員証、入館証として利用、*一括申請を

③ 共通番号法19条の12の問題点

総務省は“マイナポータルで、自分の情報がどう扱われているかが解るし、個人情報保護委員会でチェックしてるので個人情報安全”と言っていたが19条12の特定個人情報提供（警察等へ）は個人情報保護委員会でのチェックもなし、マイナポータルでもわからない。（ウソツキだ！）

県警にこの情報の管理方法、利用方法を聞いても法にのっとりと言うだけ。国の権力構造に入っていく個人情報は本人にも教えない。監視管理でしょう… デモしつつ聞いていく。「私たちの個人情報をどう保護するの？」と

④ 「ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム」(2016・12/26)

国はマイナンバーを使うのではない、マイナンバーカードの所謂“公的認証機能”とICチップの空き領域「マイキー部分」を活用してワンストップカードプロジェクトを公表しています。

(i) マイナポータルにおける子育てワンストップサービス

“児童手当” “保育” “母子保健” “ひとり親支援” “の手続き等平成29年7月から全自治体でワンストップサービス導入（申請・施策メニュー・お知らせ

せ)

問題点：マイナンバーカードがなければパソコンなければ、マイナちゃんを使えない。カードを持たない人への子育て支援を支障なきように。又、カードの裏の番号等々からのリスクは市が持つのか？国か？住民か？

(ii) コンビニ交付サービス

全国 5 万軒のコンビニのキオスク端末を活用しマイナンバーカードを利用し、住民票の写し、印鑑証明書。税証明、戸籍証の取得サービス。

疑問：Q果たしてコンビニ交付への住民ニーズがあるのか？

Qコンビニ交付導入費用住民票システム改修 1600 万円。戸籍証システム改修 4000 万円、証明書交付センターへの負担金 1000 万円~100 万円。交付 1 通につきコンビニへの手数料 123 円で費用対効果は？

(iii) マイキープラットホーム（ポイントカード）

マイナンバーカードの中に入っている公的個人認証（利用者証明）でマイキーIDを作成、サービスIDを造って「図書館・美術館の会員カード、商店会ポイントカード等利用者カード」「自治体ポイントカード」として。ポイントで地域活性化（平成 26 年ポイント発行額 8596 億円・平成 32 年 1 兆円）

疑問・問題点：公的個人認証であってマイナンバーを使っていない。だから個人番号にはつながっていませんと言うが、この公的個人認証は住基コードから導きだされるものであり、住基コードからつくられる個人番号と全く関係ないものではありません。個人番号ー公的個人認証ーマイキーIDという形で情報が紐付けされるシステムをつくっていくことになるのでは？

利用者カード裏面には 12 桁の番号が見える・・・如何するの？商店街でマイナンバーカード管理できるのかな？

⑤ ビックデータ・パーソナルデータの利活用

2014 年 6/3「IT 総合戦略本部」での安倍首相のあいさつ（斉藤貴男「マイナンバーが日本を壊す」より）

“2016 年にスタートするマイナンバー制度を活用し国民に IT の利便性を実感していただく。健康保険証などのカード類を個人番号カードに一元化しカード 1 枚で身近なサービスをうけられる「ワンカード化」、電気・水道等の公共サービスの手続きを一度にまとめて行える「ワンストップ化」を 2020 年を目途に実現。・・・更にビックデータの利活用は成長戦略の重要な要素。このためパーソナルデータの取り扱いルールを取り決め”

*2015 年「個人情報の保護に関する法律および行政手続きにおける特定の個人を識別する為の番号の利用に関する法律の一部を改正する法律」

個人情報保護法改正で誰の情報かわからないように加工された『匿名加工情報』については企業の自由な利活用を認め経済の活性化を図る

共通番号法改正で利用拡大。銀行口座・予防接種歴・特定健診にも

*「世界最先端 IT 国家創造宣言」平成 25 年 6/4

官民が保有する多岐にわたる膨大なデータは新しい知の源泉であり経営資源である。・・公共データの民間開放（オープンデータ）を推進し、ビックデータを活用した新事業・新サービスの創出を促進する上で利用価値が高いパーソナルデータ利用を促進。

*「ICTを活用した次世代保健医療システムの構築にむけて」（平成28年10/19）

個人の健康時から疾病・介護段階まで保健医療データを其の人中心に統合する。産学官の様々なアクターがデータにアクセスして医療・介護などの保健医療データをビックデータとして活用する。（収集・加工匿名化・提供）

疑問・問題：Qまさにパーソナルデータ・ビックデータの利活用の路線上にマイナンバーカードのワンストップサービス、マイキー君の利活用、コンビニ交付があると言う事としてとらえた上で、ビックデータをどの領域まで利活用することが可か？どこまで規制するか？考える必要があるのでは。

Q個人情報匿名加工すれば本人同意もいらず自由に使えることでいいのか？

Q医療IDと公的個人認証とをつないでマイナンバーカードが健康保険証として使われることには問題が多すぎる。マイナンバーを使わなくてもパーソナルデータとして個人の情報が統合されることと其の匿名化でのビックデータとしての産学の利活用をどう考えるか？

Qグローバル企業が世界で最もビジネスしやすい国になるために私たち一人一人の個人情報が追跡され管理・利用されるシステムを国の費用（私たちの税金で）で作ってあげる必要があるのか？

⑥ 戦争法制・戦争する国の為の共通番号制

戦争を具体的に遂行する為には国内の法整備と国民の統制管理ができてなければなりません。

「国家安全保障会議」「特定秘密保護法」「戦争法（集団的自衛権行使・武器使用・武力行使）」「盗聴法改悪」「司法取引」「共謀罪」「監視カメラと住民パトロール」そして「共通番号法」が戦争体制にむけて一連のものとして造られています。

それ故一つ一つを見ると利便性があっても国民総背番号制に繋がっていくととらえ、マイナンバー制度の拡大推進に反対していくべきです。

⑦ なり済まし犯罪の温床

マイナンバーカードは民・民・官で使うもの、個人番号も丸見え状況で漏えいは必至。

番号管理する事業者は99.8%が中小企業。十分な体制は無理。ブラック企業にあたらならなり済まし犯罪のツールをわざわざわたしているようなもの。

Qなり済まし犯罪が発生した時被害者に対して市町村はどう責任を取るのか？（なり済まし犯罪の可能性を説明してカード交付はしてないようだが）

⑧ 個人番号が届いていない住民への公共サービスは？

通知カードが届かなかった人がいらっしゃいます。

鎌ヶ谷市：1591 通/47787 世帯 約 3000~4000 人

全国：170 万

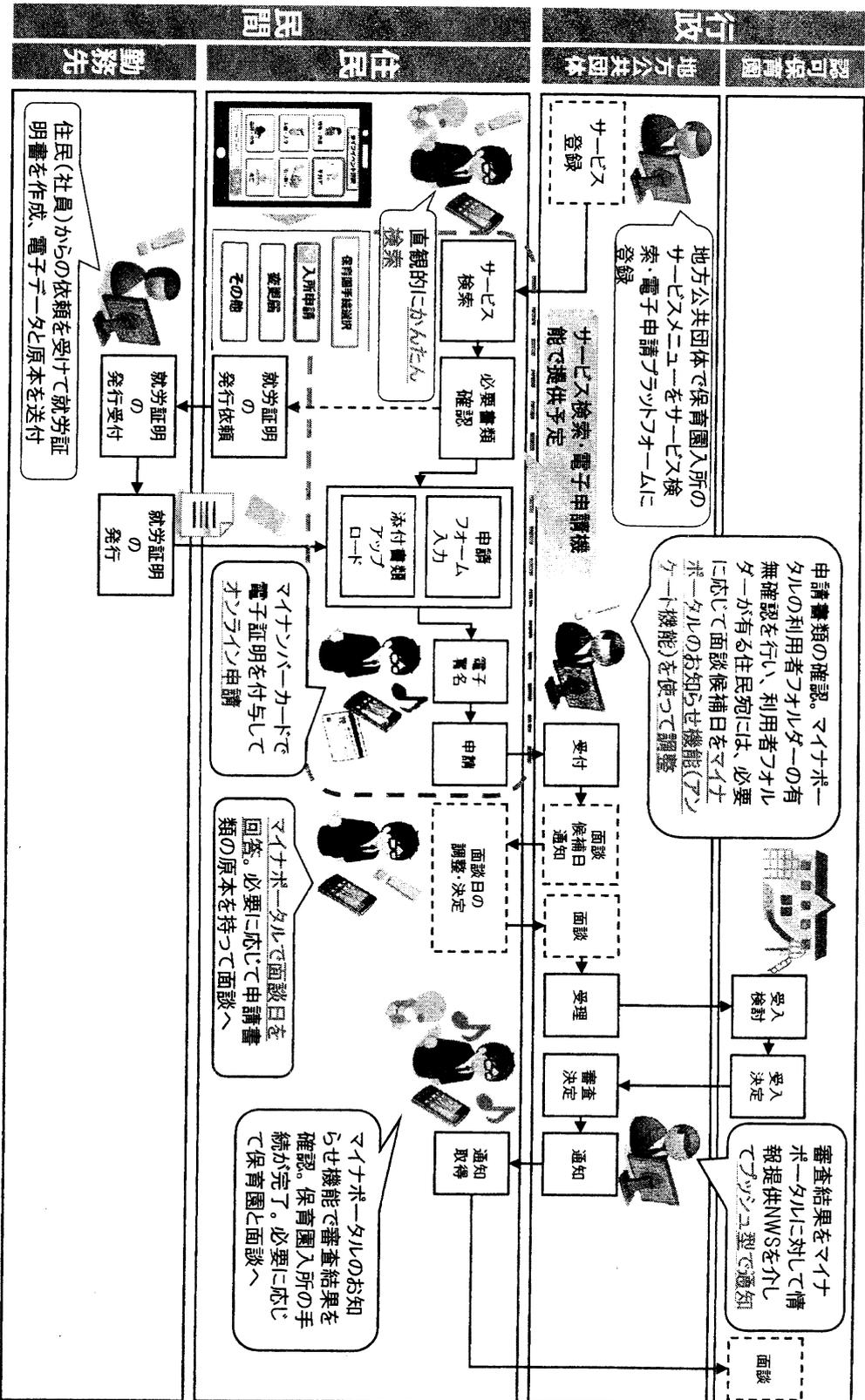
生活保護、DV 被害者、生活困窮者などへの福祉サービス・公共サービスをきちんと実施するよう自治体職員と共通認識を。

*職員はマニュアルどおりに番号を書いてくださいと言ってしまうだけ。社会保障に番号は要件でないことを指摘すると、「番号なくても申請を受けます」となりました。

*マイナンバー制度について市町村の職員にとっては所与のもとしてある。しかし其の制度はプライバシー権の侵害、国民総背番号制、監視管理、戦争体制への一里塚、ビックデータのグローバル企業の利益の為の利活用と言った問題点が各市民に及ぶのです。利便性・効率性があってもそれ以上に危険性が大きいのです。

②子育て関連サービス検索・電子申請機能(仮称)の概要

サービス検索・電子申請機能(仮称)を利用した認可保育園入所申請のフローイメージ



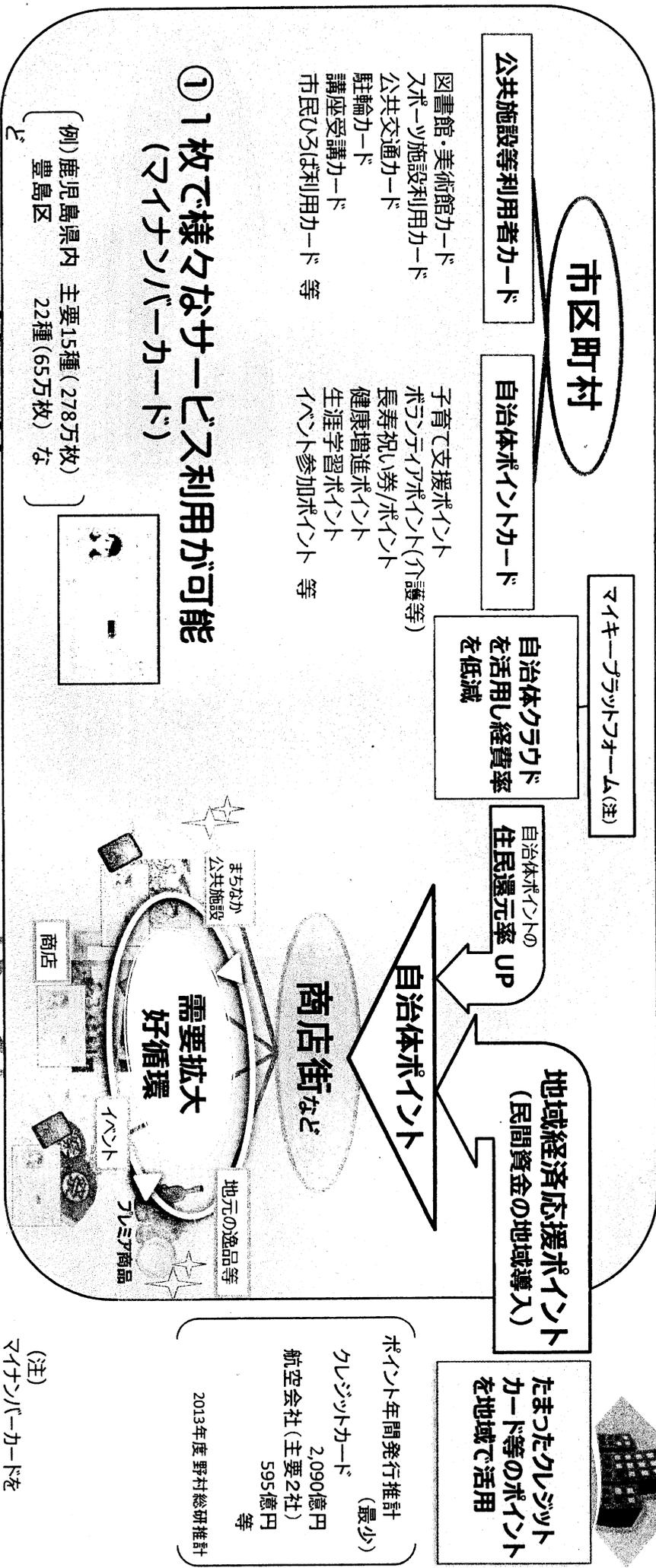
マイキープラットフォームによる地域活性化方策

～民間利用が可能な電子証明書等(マイキー)を活用～

※マイナンバーは使わない

②住民視点での行政サービス改革
(自治体クラウドの強力な推進による低コスト化)

③地域経済の活性化・好循環拡大
(自治体ポイント等を通じた需要増大)



たったクレジットカード等のポイント
を地域で活用

ポイント年間発行推計 (最少)

クレジットカード 2,090億円

航空会社(主要2社) 595億円 等

2013年度 野村総研推計

①1枚で様々なサービス利用が可能
(マイナンバーカード)

(例)鹿児島県内 主要15種(278万枚)
豊島区 22種(65万枚) など



総務省

連携

経済産業省
(中小企業庁)

(注)
マイナンバーカードを
様々なサービスを呼び出す
共通ツールとして利用する
ための情報基盤

(参考) システム化検討範囲 (案)

マイキープラットフォーム

- 利用者
- 自宅
 - 市区町村役場
 - コミュニティセンター
 - 商店街
 - ...

マイキーIDの利用登録

マイキーIDの作成・登録 (利用者向け)

- ① 利用者確認 (利用者証明用電子証明書)
- ② マイキーIDの作成支援・登録
- ・マイキーID候補の一斉性チェック
- ・マイキーID候補の自動生成

サービスIDの登録

- ① 事業者端末の確認 (端末認証)
- ② 公共施設・商店街等から一括登録
- ③ 最初の利用時に利用者から随時登録

事業者IDの生成・登録、端末認証準備 (公共施設・商店街等向け)

- ① 自治体ポイント活用施設等の情報申請様式の提供・受付 (←自治体)
- ② 事業者IDの付番・登録・通知
- ③ 事業者端末アプリの提供 (→施設・商店街等)
- ④ 事業者端末認証用情報の生成・提供 (→施設・商店街等)



- 利用者
- 図書館
 - スポーツセンター
 - 商店街のポイント
 - 診療券 (公立病院)
 - ...

マイキーIDの活用

マイキーIDによる本人確認

- ① 登録された事業者端末の認証
- ② マイキーID・サービスIDの確認
- ③ サービスIDの登録状況照会

マイキーID管理システム

- ① マイキーIDとサービスID等の連携

マイキーID	状態	事業者ID	サービスID	顧客ID
MY123	有効	A0001	123456	
MY777	無効	B2108	578901	
MY888	停止	A0001	111111	
		B2108	589000	

付帯業務

- ① 利用停止申請・受付 (無効申請含む)
- ② 定期的な失効確認 (PKI連携)
- ③ 利用者証明用電子証明書の更新 (PKI連携)

② 自治体ポイント管理システム等連携システムとのマイキーID同期

自治体ポイント管理システム

その他連携システム

PKI